市町村コード	
2 3 2 3 3 5	
愛知県清須市	

法人市民税領収済通知書 ㊞

口座番号	加入者
00830-7-961348	清須市会計管理者

所在地及び法人名
〒
様

（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

年度	※処理事項	管理番号

事業年度（算定期間）	申告区分
から　まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 他（　）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
	04											
合計額	05											

納期限	
取りまとめ銀行名	三菱UFJ銀行 尾張新川支店
取りまとめ店	〒469-8794 ゆうちょ銀行 名古屋貯金事務センター

領収日付印

上記のとおり通知します。（清須市保管）

キリトリセン

市町村コード	
2 3 2 3 3 5	
愛知県清須市	

法人市民税納付書 ㊞

口座番号	加入者
00830-7-961348	清須市会計管理者

所在地及び法人名
〒
様

（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

年度	※処理事項	管理番号

事業年度（算定期間）	申告区分
から　まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 他（　）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
	04											
合計額	05											

納期限	
※日計	口
	円

※印はゆうちょ銀行において使用する欄です。

領収日付印

上記のとおり納付します。（金融機関保管）

キリトリセン

市町村コード	
2 3 2 3 3 5	
愛知県清須市	

法人市民税領収証書 ㊞

口座番号	加入者
00830-7-961348	清須市会計管理者

所在地及び法人名
〒
様

（法人課税信託に係る受託法人の各事業年度の法人税額を課税標準とする市民税の法人税割については、法人課税信託の名称を併記）

年度	※処理事項	管理番号

事業年度（算定期間）	申告区分
から　まで	中間 予定 確定 修正 更正 決定 他（　）

		百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
法人税割額	01											
均等割額	02											
延滞金	03											
	04											
合計額	05											

納期限	

領収日付印

上記のとおり領収しました。
愛知県清須市会計管理者（納税者保管）
（この領収証書は5年間大切に保管してください。）

＜御利用方法＞
・・・・・で切り取り、３枚とも同じ内容のことを確認のうえ、一緒に提出してください。

納付書の記載について
◎「税額」欄の法人税割額、均等割額をそれぞれに区分して税額を記載してください。
◎「申告区分」欄は該当するものを○印で囲んでください。
◎延滞金算出基礎：納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から１月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合（各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第２項に規定する平均貸付割合をいう。）に年１%の割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6%の割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3%の割合を加算した割合とし、年7.3%の割合にあっては、当該延滞金特例基準割合に年１%の割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3%の割合を超える場合には、年7.3%の割合）とします。）を乗じて計算した金額の延滞金を徴収します。この場合における閏（じゅん）年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。（地方税法等の改正により、変更になる場合があります。）
　また、督促状が発行されて10日以内に完納されないときは、国税徴収法で規定する滞納処分をすることがあります。

納付場所
①清須市指定金融機関（本店・支店）：三菱UFJ銀行
②清須市指定代理金融機関（本店・支店）：西春日井農業協同組合・中日信用金庫・十六銀行
③収納代理金融機関（本店・支店）：あいち銀行・大垣共立銀行・名古屋銀行・いちい信用金庫・岐阜信用金庫・瀬戸信用金庫
④ゆうちょ銀行（愛知・岐阜・三重・静岡県内のゆうちょ銀行）
⑤清須市役所　会計課